

公立大学法人下関市立大学クロスアポイントメントの適用 及び手続に関する規程

令和5年1月25日

規程第2号

改正 令和5年3月22日規程第20号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人下関市立大学職員就業規則（平成19年規則第3号。以下「職員就業規則」という。）第41条の2第2項及び公立大学法人下関市立大学有期雇用職員就業規則（平成19年規則第4号。以下「有期雇用職員就業規則」という。）第39条の2第2項の規定に基づき、公立大学法人下関市立大学（以下「法人」という。）におけるクロスアポイントメントの適用及び手続に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 法人のクロスアポイントメントは、本学における教育、研究、産官学連携活動等を推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、次の用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 教員 法人職員のうち、主として教育及び研究に従事する者で、職員就業規則又は有期雇用職員就業規則の適用を受けるものをいう。

(2) 部局等 下関市立大学の運営組織等に関する規程（平成19年規程第3号）第2条第2号の部局長を置く組織のことをいう。

2 この規程において、クロスアポイントメントとは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 教員が、法人での身分を保有したまま、国立大学法人法（平成15年法律第112号）に基づき設置された国立大学法人又は大学共同利用機関法人、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づき、個別法により設置された法人、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づき設置された法人、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の規定による公的医療機関及びその他学長が特に必要と認める法人以外の機関（以下「相手方機関」という。）の職員として雇用され、法人及び相手方機関の業務（兼業によるものを除く。以下同じ。）を行うこと。

(2) 相手方機関の身分を保有する者が、当該相手方機関での身分を保有したまま、教員として法人に雇用され、当該相手方機関及び法人の業務を行うこと。

(適用基準)

第4条 クロスアポイントメントは、次の各号に掲げる基準を全て満たす場合に適用する。

- (1) 本学の教育、研究及び産官学連携活動の向上に寄与すること。
- (2) 法人の利益に相反しないこと。
- (3) 教員の倫理が保持されること。
- (4) 教員としての本学の職務の遂行に支障がないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか理事会で承認された事項
(協定書締結の適用手続)

第5条 教員及び相手方機関の職員（以下「教員等」という。）にクロスアポイントメントを適用しようとする部局等の長は、相手方機関との第8条の協定書に関する協議をしようとするときは、あらかじめ学長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認の申請は、当該適用しようとする教員等の同意に基づくものとする。
- 3 部局等の長は、前項の協議の結果について学長に報告するとともに、適用しようとする場合は、原則としてクロスアポイントメントの適用を希望する日の3月前までに、学長に申請するものとする。
- 4 学長は、前項の申請があった場合には、学長が組織する委員会の意見を聴いて、その適用の可否を決定し、適用を可とした場合は理事会の承認を得るものとする。
- 5 学長は、前項の規定により理事会の承認を得た場合は、その旨を理事長に申し出るものとする。

(適用期間)

第6条 クロスアポイントメントの適用期間は、3年以内とする。ただし、学長が特に必要があると認める場合で、その適用しようとする教員等の同意に基づき理事会の承認を得たときは、これによらないことができるものとする。

- 2 期間を定めて雇用される教員等については、当該雇用の期間を超えることはできない。

(就業に関する事項)

第7条 クロスアポイントメントの適用を受ける教員等の法人における勤務時間、休日、休暇及び給与等の就業に関する事項については、法人の諸規程の規定にかかわらず、法人と相手方機関との協議により決定する。

(協定書)

第8条 理事長は、教員等にクロスアポイントメントを適用するときは、相手方機関の長との間で、次の各号に掲げる事項を定めた協定書を締結するものとする。この場合において、就業に関する事項については、文書により、クロスアポイントメントを適用しようとする教員等の同意を得なければならない。

- (1) クロスアポイントメントを適用する教員等（以下「適用教員等」という。）の職

名及び氏名

- (2) クロスアポイントメントの適用期間
- (3) 適用教員等の法人及び相手方機関における業務及び業務従事割合
- (4) 適用教員等の勤務時間、給与等の取扱い
- (5) 知的財産の取扱い
- (6) その他クロスアポイントメントの実施に関し必要な事項
(クロスアポイントメントの終了)

第9条 クロスアポイントメントは、期間が満了したときのほか、適用教員等が次の各号の一に該当する場合は終了するものとする。

- (1) クロスアポイントメント期間中に本学又は相手方機関を退職する場合
- (2) 本学又は相手方機関が特に必要と認めた場合
(協定事項の変更等)

第10条 適用教員等、本学又は相手方機関の事情により、第8条の協定書に定めのない事項が生じたとき、又は当該協定書に定めた事項を変更しようとするときは、その都度、本学及び相手方機関で協議して定めるものとする。

2 前項の協議して定める事項が、当該適用教員等の就業条件に係る事項である場合は、当該適用教員等の同意を得た上で、理事会の承認を得て、協定書を変更するものとする。

(雑則)

第11条 適用教員等、本学又は相手方機関の事情により、この規程に定めのない事項が生じたときは、その都度、本学及び相手方機関で協議して定めるものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の協議して定める事項が、当該適用教員等の就業条件に係る事項である場合に準用する。

3 この規程に定めるもののほか、クロスアポイントメントの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行日)

1 この規程は、令和5年1月25日から施行する。

(所属する部局等に関する特例)

2 この規程に基づきクロスアポイントメントの適用を受けることとなる教員等で、新たな学部等の設置に伴い、その所属すべき部局等の定めがない場合の第5条の適用については、当該新たな学部等が設置されるまでの間、同条中「部局等の長」とあるのは「副学長」とする。

附 則 (令和5年3月22日規程第20号)

この規程は、令和5年3月22日から施行する。